別表六の二（十八）付表一　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「移転型地方事業所基準雇用者数　⑭」の欄は、「当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数　⑺」の数のうち移転型計画（租税特別措置法第68条の15の２第４項第14号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下この号において同じ。）に係る数から「差引 ⑻－⑼ ⑩」の数のうち移転型計画に係る数を減算した数を記載すること。

3　「適用年度」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　租税特別措置法第68条の15の２第４項第14号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度ごとに、別表六（二十一）付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載すること。

⑵　⑴で記載した数のうち租税特別措置法第68条の15の２第２項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第４項第２号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載すること。

⑶　⑴及び⑵で記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

4　「当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数　㉝」及び「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数 $㉜\times\frac{㉝}{\text{最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数}}$ ㉞　」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の45の２第21項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合に記載すること。

5　「基準年度　㉟」の欄は、租税特別措置法第68条の15の２第１項の規定の適用を受ける又は受けた連結事業年度（同条第２項に規定する要件適格連結法人及び同項各号に掲げる連結法人の次に掲げる規定の適用を受ける又は受けた事業年度又は連結事業年度を含む。）を記載すること。

⑴　租税特別措置法第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

⑵　⑴に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の40第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

⑶　⑴に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の41第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

⑷　租税特別措置法第68条の15第２項の規定

⑸　租税特別措置法第68条の15の２第１項の規定

⑹　租税特別措置法第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

⑺　⑹に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の２第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

⑻　⑹に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の３第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

⑼　租税特別措置法第42条の11の３第２項の規定

⑽　租税特別措置法第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定

6　「比較給与等支給額 ㊻＋(㊻×(別表六の二（十八）「３」)×$\frac{20\text{又は}30}{100}$) ㊼　」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「差引 ⑵－⑶ ⑷」の欄が０である場合には、「㊻＋(㊻×(別表六の二（十八）「３」)」とあるのは、「㊻＋㊻」とすること。

⑵　所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。